

令和6年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

令和6年9月26日（木）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について
- 第5号議案 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について

開会 午後1時28分

(事務局次長) 皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが皆さまお揃いですので、これよりあきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。本日は9月1日付けで市長から任命をいただきました、志村委員も出席となります。本来であれば市長から任命書の交付を受けるところではございますが、本日議会のため、農林課長の松村より交付させていただきます。志村委員におかれましては、お席の方まで参りますので、お渡しの際にはその場でご起立をお願いいたします。

(任命書 朗読・交付)

ありがとうございました。任命書の交付が滞りなく終了いたしました。それでは引き続き総会に入りたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、任命書が交付されましたとおり、志村修司さんが農業委員として今回より新しく参加していただきました。久しぶりに人数が揃いまして、今までも人数は足りていたのですが、これで全員揃ったということで、これから正式に農業委員会がまた効率良く活動できると思います。最近は天候が寒かったり暑かったりで、皆さま体がいろいろ大変だと思うのですが、いろいろ病気も流行っているようですので、その辺もお気を付けいただきたいと思います。今日は久しぶりにお呼びしている方はいないということで、より議論が深められると思いますので、皆さまのご協力をお願いしまして、滞りなく、またスムーズに進むよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はありません。本日の署名委員は武田委員と平野委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、経由10について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和6年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・経由10 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由10について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。9月20日、金曜日に本郷委員と事務局2名と現地調査をしてみました。地図は8ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地の北側に譲受人の〇〇〇〇さんの自宅があります。西と南は畑です。現在一部家庭菜園ぐらいの作物が、サトイモ、ニンジン、ネギなどがちょっとだけ植わっている状態です。購入された後、資材置場として使用するようです。譲受人と譲渡人はお知り合いのようで、すでに一部自宅に面した所を少し使っているようです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
(議長) 続いて、転用理由の説明を事務局、お願いします。

(事務局) はい。それでは、転用理由書が提出されていますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、経由10の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを相当と認める意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和6年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。9月20日、金曜日に佐藤委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。まず〇〇〇〇-〇ですが、地図は9ページになります。

(現地案内図 説明)

畑にはカボチャやナス、また、ちょっと確認はできなかったのですが、イネ科の緑肥と思われるものが植えてあって、畑の真ん中に小さなハウスがあって、農機具が置かれているような状況でした。他も全体的にきれいに耕されておりました。概ね何かを作ったり、これから何か作付けをする準備をしているような状況でした。そして、もう1筆は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらはノラボウが蒔かれていたり、一部にハヤトウリが作られていて、あとはきれいに耕されていて、これから何か作る準備をされているような形でした。畑としてきれいになっておりまして、何も問題ないかと思えます。ご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。9月20日、金曜日に私と武田委員と事務局2名で現地に行ってきました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑の現況ですが、今は夏のトマト、ナス、オクラを少し作っていて、調査の日には下に草が出ていたのですが、うちの近くなので一昨日には草が刈払いで半分ぐらい刈って、これから多分、いつもイチゴを作っているの、その準備を始めていくのではないかと思います。毎年ダイコンとかホウレンソウなども作っているの、今はちょっと草が伸びていたりしましたが、これからまた準備されていくような感じです。以上です。ご審議のほどお願いします。

(議長) ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。同じく9月20日、金曜日、佐藤委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑の状態は栗の木が確認できる上で5～6本あって、他に雑木が生えていて少し茂っている状態でした。草は刈っている状況ですが、栗の木も上に大きく伸びていて、あまり管理されているような状態ではありませんでした。農業経営を行っているかと言うと、少し疑問が残るような畑でありました。ご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(事務局) すみません。ちょっと補足をさせていただきます。こちらの〇〇〇さんなのですが、ご本人が体調を崩されているようで、それが1年ぐらい続いている状況で、今、ご親族の方が管理をしているようなのですが、なかなか管理が難しく、大変だとおっしゃっていましたが、今後も一生懸命管理はしていきますとは、事務局にお話いただいているところではあります。

(議長) 何かご質問ございますか。同居をしている方なのでしょうか。

(事務局) 同居はしていないかと思えます。

(議長) 遠くではなくて、近くですか。

(事務局) ご親族の方は近くではないと思えます。

(嶋崎委員) ひとつ、いいでしょうか。この方はこの他にも畑を持っていますか。

(事務局) 市内ではこの1筆だけです。

(嶋崎委員) じゃあ、絶対無理でもないんだ。難しいとは言いながらも。狭いしね。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(山崎健委員) 質問という訳ではないのですが、事務局からのお話でご親族の方にはお話ししてあるということなのですが、今、農協の方でも草を刈ってあげたりというサービスもありますので、もし必要であればそういうことも紹介してもらった方が、畑の管理の方がよりスムーズに行くのではないかと思うのですが。

(事務局) はい。そういったことも証明書をお渡しする際に、ご説明をさせていただきたいと思えます。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) はい。それでは証明を出す時に条件を言うておいてください。では、異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4、番号5については、関連案件となりますので一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号4 朗読)

(第2号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4、番号5について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは番号4、番号5を説明させていただきます。同じく9月20日に事務局2名と大福委員と私の4名で現地を確認してまいりました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

筆は3筆に分かれておりますが、現状一体となって使われております。現在、作付けされているものはサツマイモ、ネギなどで、あと夏物のトマトとピーマンだと思っておりますが、作付けられておりました。また、作付けされていない部分はトラクターできれいに耕耘されておりました。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さん、〇〇△△さんは、引き続き農業経営を行ってい

る旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号6についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。9月20日に事務局2名と武田委員と私の4名で現地に行ってきました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑①と畑②の間に〇〇さんのご自宅があります。まず畑①ですが、ここは自宅側半分がトラクターで耕耘されていて、道路側の方には2棟小さいハウスが作られています。1つのハウスには秋野菜のハクサイだとかブロッコリー、多分ネギの苗だと思うのですが、きれいに並べられています。もう1つのハウスにはトラクターが置かれています。畑②は大きな柚子、柿、ミカンが植えられていて、下は良くトラクターがかけられています。畑③、畑④、畑⑤、畑⑥は全部一体として使われています。畑③にはハウスが2棟建てられています。畑④はナスやオクラがたくさん、6柵ぐらい作られています。今も出荷されています。畑⑥はインゲン、畑⑤はゴーヤが作られています。草の管理もとてもきれいになっていて、電気柵だとかそういうものも利用されて、きれいに使われています。もう1筆は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑⑦は、東側半分はきれいにトラクターがかけられていて、一番西側はマルチが何柵か張ってあります。あと、ニンジンが植えられて小さい芽がいっぱい出ていました。とてもきれいに使われています。以上です。よろしくご審議をお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている

農地等については、次のとおり農地として使用していることを確認する。令和6年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。同じく9月20日に、佐藤委員と私と事務局2名の4名で現地を確認してきました。地図は14ページをご覧ください。全部で10筆あるので、順に説明いたします。

(現地案内図 説明)

まず地図の西の方、田①、田②、田③ですが、田①にはミカンの木が1本、田②は柿の木が6本、田③は柿の木が3本植えられていて、草も刈られている状況でした。続いて田④、道を挟んで北側にある田⑤、こちらは自家用に使うであろうケイトウなどの花が植えられていたり、あとはネギやサトイモ、シソなどの野菜が作られておりました。更に南の田⑥、田⑦、田⑧と、川の南側、田⑩、こちらの方は全体的に草が茂っておりまして、大体腰から胸の高さぐらいの草が繁茂しておりました。春や夏に野菜を作られたような形跡もそんなにないようでした。以上です。ご審議のほどお願いいたします。

(議長) 続いて事務局から補足説明を、お願いします。

(事務局) はい。こちらの農地なのですが、〇〇さんにお話を伺いまして、再三草刈りをお願いしますと言っていたのですが、まだやっただけでないという状況で、草が繁茂しているような状況になっております。一応こちらは税務署の方に農地として使っているかというのを報告しないといけない案件になっておりますので、例えばなのですが、来月とかに延期をさせていただいて、今後の作付け計画であったりとか、あとは現状の草刈りを至急やってもらうようにということで、お話をしていこうと思っているのですが、一応そういった形で進めさせていただこうかなと考えているところなのですが、ご審議をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。これ、抜き打ちなの？

(事務局) 20年免除の最後になります。

(議長) 最後の最後ね。これを通ると納税猶予が終わるらしいのですが、今、説明のあった、後半の部分がちょっと・・・

(事務局) そうですね。草があった所ですね。

(議長) それで、期限はいつなんですか。

(事務局) 12月20日までなので、まだ来月でも。

(議長) じゃあ、ここで急いで出さなくても、草刈りをお願いして、状況が良くなればということでしょうかね。何かご意見・ご質問ございますか。

(平野委員) 毎年、ほら、納税猶予を受けている所は見ているじゃないですか。その時には、今までは平気だったのですか。

(事務局) 今までもここはちょっと問題があつて、毎年、指導通知という形で書類を送っていた所ではありました。

(議長) これ、抜き打ちもあるんだよね、たまに。

(事務局) はい。抜き打ちもあります。

(議長) 今回は最終の20年目ということなんですけど、通常出て来ないんですよ。最後だから出さざるを得ないということで、出して来るんですけど、たまに抜き打ちで5年目とか10年目とかで来るのもあって、それがたまにここにも出るんですけど、今回は20年の最後の確認ということです。

(山崎勇委員) これ、何年ぐらい放置、放置と言うか、指導してもなかなか動かなかったんだろう？

(事務局) 私が来た時はまだやってあって、この2～3年ぐらい・・・

(山崎勇委員) じゃあ、3年ぐらいは指導しても、あまりやってもらえず？

(事務局) そうですね。やっていただけてないという感じです。

(嶋崎委員) 本人は承知してるの？

(事務局) 本人は承知しています。私も2回、お宅を訪問して、話をしておりますので。

(山崎勇委員) 返事はやる気はありそうに見受けられるのかな？

(事務局) ありそうな感じはしているんですけど。

(議長) 実際、やってないという？

(事務局) やってないというような形ですね。

(小澤委員) じゃあ、さっき山崎健委員が言ったように、農協の草刈りと耕耘隊を紹介してやってもらうとか。

(事務局) そうですね。

(議長) このままでは、出す訳にはいかないですよ。

(事務局) 税務署も確認に来るので。

(嶋崎委員) 最後の最後だからな。

(議長) そうですね。もう、だから、本人はこれでダメなら、20年分払うということも知ってるんでしょう？

(事務局) 一応それも、分かっていると・・・

(小澤委員) 指導だけはして。農協でやってくれるよと言って。

(平野委員) 20年前に納税猶予を受けるために、この総会に来ている訳じゃないですか。

(事務局) そうですね。来ていますね。

(平野委員) その時に宣言もしている訳なので。

(事務局) なので、しっかりやっていただかないと、というところでもあります。

(嶋崎委員) やっぱり、これで通す訳にはいかないよね。

(議長) そうですね。それでは、番号1について、状況を見て、次回以降の総会でまた諮るということでもよろしいでしょうか。早速指導していただいて。

(事務局) そうですね。はい。

(議長) では、そういうことでもよろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(議長) では、そのようにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。9月20日に山崎健委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず西側の〇〇〇-〇、△△△-△ですが、ヤツガシラ、サトイモ、ラッカセイなど露地野菜が栽培されておりました。東側の□□□ですが、梅、栗、ミカンなど、果樹を中心に一部ネギなどが栽培されておりました。梅の木の下には下草が少し生えておりましたが、適宜刈り取りはされていると思いますので、管理としては十分ではないかと思っております。次に◇◇ですが、ゴボウ、シソ、ネギ、ブロッコリーなど多種の野菜が整然と植え付けられて、非常に丁寧に管理されておりました。これだけ圃場をきれいに保つには、大変努力されているのではないかなとかがえるような畑でした。本件に関しては特に問題ないかと思っております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号2について、農地として使用している旨を確認する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第4号議案、番号1, 番号2, 番号3については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和6年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

続いて、議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1, 番号2, 番号3について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。9月20日に長濱委員、事務局2名と私の4名で現地調査に行っていました。議案にあるように中間管理権を設定する者ということで、△△△さん、△△□さんの2名の名前が挙げられているのですが、関係は親子でございます。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑⑩、畑⑧は一体となって使われておりまして、ここは竹林となっております。孟宗竹なのですが、ちょっと繁茂しすぎちゃっているのですが、今、借りようとしている〇〇〇さんが少しずつ間伐をして、いいタケノコを採れるような作業をしている最中でありました。また、畑⑤と畑⑥も一体となって使われておりまして、ここは栗が10本ほど植わっておりまして、周りはきれいにイノシシ除けの電気柵がしてあって、また、下刈りもきれいにしてあり、出荷の後のイガの跡もありまして、何ら問題ないかと思われまして。それと、畑⑨と田①～田④、田⑦につきましては、6筆が一体として使われております。ここは全て栗畑となっております。本数としては30本以上あると思うのですが、そこもきれいに下刈りをして、獣害対策の電気柵も張り巡らされていて、栗の出荷跡もありました。何ら問題ないかと思われまして。これから使う〇〇〇さんですが、認定新規就農者ということでありますし、ファーマーズセンターの会員でもあります、一生懸命作付け、出荷等も行っておりますので、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(嶋崎委員) 1つ、いいですか。〇〇〇番台の所、真ん中に細い道があって、上と下に分かれて、これ、田んぼもあるのですか。田んぼではないのですか。

(平野委員) 昔は田んぼだったのですが、今はもう栗が植わっています。

(嶋崎委員) じゃあ、今はもう全部畑になっている？

(平野委員) もう今は畑として、栗畑となっております。

(嶋崎委員) そうですか。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。

(堀江職務代理) 息子さんの△△□さんは農業をやられているのですか。

(事務局) 今のところ、まだ働いてますので。

(堀江職務代理) この他にも畑が結構ありますよね。かなりいろいろな方に貸しているみたいなので、面積的にはかなりあるけど、今のところはまだ未定？

(平野委員) 未定です。

(堀江職務代理) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。今回初めてで、すでに多くの所有地がありますが、そこもしっかり管理していますよね？

(事務局) はい。しています。

(議長) では、質問はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1, 番号2, 番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑

地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和6年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) はい。9月20日に栗原委員と私と事務局2名で現地確認に行きました。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の周りはずでに生産緑地に指定されている所で、隣接した場所になります。手前の方は梅の木が何本か植わっています。奥の方は右側からナス、ショウガ、この間収穫し終わったのか空いていまして、その隣がノラボウ、その横がラッキョウ、左奥はビワの木とキウイです。自宅がすぐ横なので、基本的に自家消費とあと自宅の駐車場の横に無人販売の直売所を作っていますので、そこで販売しているという感じです。〇〇〇〇さんは年齢的には●●ちよつとだと思のですが、毎日まめにやられているということと、あとは畑自体がそんなに広い訳ではないので、まめに手を入れているようなので問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。これは新たに生産緑地として指定をするということですか？

(事務局) そうです。一応流れとしては、これで通ると12月に都市政策の方で、都市計画審議会というのがありまして、そこで正式に決定されて、令和7年1月1日からこの土地が生産緑地として新たに指定されるというような流れになります。

(米倉委員) あの、本人から聞かれたのですが、私達が現地調査に行った時、3回目らしいんですよ。何か問題があったの？と言われたのですが。

(事務局) あの、調査の回数が多くなっているのですが、まず都市政策の職員と事務局で行って、その後農業委員さんと事務局で2度目の確認、その後先週に行いました最後の現地調査と、合計3回になっております。

(米倉委員) では特に何か問題がある訳ではなく？

(事務局) 問題があるとか、そういう訳ではないです。準備を念には念を入れて、複数回に分けて現地調査はさせていただいています。過去に1回だけの現地調査で、これは生産緑地としては認められないということがあったので、3回、調査に行っております。

(米倉委員) では、一般的に複数回見ます？

(事務局) 見ております。

(米倉委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) 今までは要するにこれ、地目は畑で普通の農地として使われていた訳ですよ。要するに生産緑地じゃなくて、市街化調整でも普通の農地でもなく、どっちなの？

(事務局) 今までは市街化区域の宅地化農地と呼ばれている、市街化区域の、ただの地目が畑とい

う場所で。

(堀江職務代理) 現況農地みたいなの。

(嶋崎委員) ああ、そういうことか。

(議長) この共有しているお二人は親子ですか。

(事務局) 親子ですね。

(議長) 生産緑地だから、新規なので30年ということで、お父さんは先ほどの話で高齢だということですが、息子さんの方は30年というのは知っているんですよね？

(事務局) もちろん知っています。

(議長) はい。分かりました。他にご意見・ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨を回答することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地である旨、回答いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、10月25日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時19分